

30高土政第1216号
平成31年3月20日

各 部 局 長
議 会 事 務 局 長
公 営 企 業 局 長
教 育 長 様
警 察 本 部 長
監 査 委 員 事 務 局 長

副 知 事

高知県建設工事競争入札参加者基準要綱の一部改正について（通知）

高知県建設工事競争入札参加者基準要綱（平成19年3月23日付け18高建管第871号副知事通知）の一部を別添のとおり改正しましたので通知します。改正内容は下記のとおりです。

記

1 概要

平成30年7月豪雨に係る災害復旧及び政府の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」への対応に向け、各発注標準額を引き上げることとするなど、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 別表に定める土木一式工事及びその他の工事について、各等級の発注標準額を引き上げました。

(第2条 別表関係)

(2) (1)にあわせて、土木一式工事おける入札参加者の特例を改めました。

(第3条関係)

3 施行日等

(1) この改正は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用することとします。

高知県建設工事競争入札参加者基準要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県が発注する建設工事及び建設工事に係る測量、調査等委託業務の一般競争入札参加者の公正かつ適切な基準並びに高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第28条の規定による建設工事及び建設工事に係る測量、調査等委託業務の指名競争入札指名基準を定めるものとする。

2 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）に係る競争入札においては、この要綱は適用しない。

(入札参加者)

第2条 入札参加者は、高知県建設工事競争入札参加資格者名簿に登載されている建設業者（以下「有資格者」という。）でなければならない。

2 入札参加者は、当該建設工事の契約予定額に見合う別表の発注標準額に対応する等級及び当該等級の直近上位の等級（土木一式工事は除く。）に属する有資格者とする。ただし、等級の異なる有資格者が合併するときは、合併後の等級が決定されるまでの間、消滅会社を含めて最上位の等級を合併後の有資格者の等級とみなして入札参加者を決定することができる。

3 特に緊急を要する工事、特殊な技術を要する工事（ほ装工事、港湾・漁港での船舶を使用する工事等をいう。）その他特別の理由のある工事（工事場所の属する地域内に当該工事の施工能力を有する有資格者が少数である場合等をいう。）においては、前項及び次条の規定によらず入札参加者を決定することができる。

4 災害復旧事業において災害時に緊急応急工事等に従事した有資格者は、第2項及び次条の規定にかかわらず、その従事した箇所の災害復旧工事施工のための指名競争入札において指名されることを妨げない。

5 県外に主たる営業所を有する有資格者については、当該工事の技術的要件、施工実績等を考慮して入札参加者を決定する。

(土木一式工事における入札参加者の特例)

第3条 土木一式工事において一般競争入札を適用する場合は、別表の発注標準額に対応する等級の直近上位の等級に属する有資格者を、次により参加させることができるものとする。

(1) B等級発注区分ではA等級の有資格者

(2) C等級発注区分のうち、発注予定額が1,750万円以上の場合にはB等級の有資格者

(3) D等級発注区分ではC等級の有資格者

2 土木一式工事において一般競争入札を適用する場合は、別表の発注標準額に対応する等級の直近下位の等級に属する有資格者を、次により参加させることができるものとする。

- (1) A等級発注区分のうち、発注予定額が1億2,500万円未満の場合にはB等級の有資格者
- (2) B等級発注区分のうち、発注予定額が7,500万円未満の場合にはC等級の有資格者
- 3 土木一式工事において指名競争入札を適用する場合は、別表の発注標準額に対応する直近上位の等級に属する有資格者を、次により参加させることができるものとする。
 - (1) C等級発注区分のうち、発注予定額が1,750万円以上の場合にはB等級の有資格者
 - (2) D等級発注区分ではC等級の有資格者

(土木一式工事における協業組合の入札参加の特例)

第3条の2 土木一式工事の一般競争入札又は指名競争入札において、協業組合の設立に係る総合点数の算定方法及び入札参加資格の確保に関する特例要領（平成19年10月1日施行。以下「特例要領」という。）第2条第1項に規定する協業組合により有資格者となった者は、特例要領第5条によることとする。

(建築一式工事における入札参加者の特例)

第3条の3 建築一式工事の一般競争入札において、A等級発注区分の工事のうち当該工事の技術的要件（施工規模、特殊技術の要否等）を勘案して競争性が確保できるものについては、入札参加できるA等級の総合点数に関して上限又は下限を設定することができるものとする。

(入札参加者の要件)

第4条 前4条の規定のほか、次に掲げる事項を十分に考慮のうえ、工事内容等に応じて競争性を確保できるよう要件を設定し、入札参加者を決定しなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当の有無
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条の規定による営業停止の有無
- (3) 経営事項審査の有効期間
- (4) 高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号）による指名停止又は指名回避措置基準要領（平成17年8月25日付け17高建管第223号土木部長通知）による指名回避の有無
- (5) 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月高知県訓令第1号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者該当の有無
- (6) 不正又は不誠実な行為の有無
- (7) 信用状態
- (8) 工事成績

- (9) 手持工事の状況
- (10) 当該工事施工についての技術的適性
- (11) 当該工事に関する地理的条件

(出先機関における指名手続)

第5条 出先機関入札工事の指名競争入札における指名業者の選定は、出先機関長があらかじめ当該出先機関長の直近下位の事務職及び技術職の者（事務職の配置のない出先機関にあつては、事務職は除く。）と協議したうえ決定する。

2 指名競争入札のうち本庁入札に係りのある出先機関長は、推薦書により当該指名競争入札の指名業者を推薦しなければならない。

3 所内事務所を置く出先機関（以下この項において「所管事務所」という。）において、当該所内事務所に係りのある指名競争入札を行う場合は、所内事務所長は所管事務所長に対して推薦書により指名業者を推薦しなければならない。

(秘密の保持)

第6条 入札実施機関は、競争入札が行われるまでの間、当該入札参加者の秘密の保持に特に注意しなければならない。

(測量、調査等委託業務)

第7条 測量、調査等委託業務に係る入札参加者については、第2条第1項及び第5項並びに第4条から前条までの規定を準用する。

(補償コンサルタント業務)

第8条 補償コンサルタント業務（不動産鑑定及び登記手続等は除く。）に係る入札参加者については、前条の規定によるほか、契約予定額が100万円以上の業務においては補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条の規定による登録を受けている者とする。

附 則

(施工期日等)

1 この要領は、平成19年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名する競争入札から適用する。

(建設工事指名競争入札参加の指名基準の廃止)

2 建設工事指名競争入札参加者の指名基準（平成13年4月1日施行）は廃止する。

(協業組合の入札参加の特例)

3 平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に、協業組合の設立に係る総合点数の算定方法及び入札参加資格の確保に関する特例要領第2条第1項に規定する協業組合で有資格者となった者に係る本則第3条の2第2項の規定の適用については、同項中「5年」とあるのは「7年」とする。

(施行期日等)

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名する競争入札に適用する。

(施行期日等)

この要綱は、平成21年6月1日から施行し、同日以後に公告又は指名する競争入札に適用する。

(施行期日等)

この要綱は、平成21年8月7日から施行し、同日以後に公告又は指名する競争入札に適用する。

(施行期日等)

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。ただし、改正後の要綱の規定中「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に係る部分は、契約締結日が平成23年4月1日以後であって、同日前に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。
- 2 平成25年4月1日において設立の日から5年を経過していない協業組合に係る本則第3条の2第2項の規定の適用については、同項中「5年」とあるのは「7年」とする。

(施行期日等)

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名する競争入札に適用する。

別 表

(1) 土木一式工事

等 級	発 注 標 準 額
A	1 億円以上
B	5, 0 0 0 万円以上 1 億円未満
C	1, 0 0 0 万円以上 5, 0 0 0 万円未満
D	1, 0 0 0 万円未満

(2) 建築一式工事

等 級	発 注 標 準 額
A	5, 0 0 0 万円以上
B	2, 0 0 0 万円以上 5, 0 0 0 万円未満
C	5 0 0 万円以上 2, 0 0 0 万円未満
D	5 0 0 万円未満

(3) その他の工事

等 級	発 注 標 準 額
A	1, 5 0 0 万円以上
B	1, 5 0 0 万円未満

高知県建設工事競争入札参加者基準要綱新旧対照表

新	旧
<p>第1条・第2条 略</p> <p>(土木一式工事における入札参加者の特例)</p> <p>第3条 土木一式工事において一般競争入札を適用する場合は、別表の発注標準額に対応する等級の直近上位の等級に属する有資格者を、次により参加させることができるものとする。</p> <p>(1) B等級発注区分ではA等級の有資格者</p> <p>(2) C等級発注区分のうち、発注予定額が <u>1,750万円以上</u> の場合にはB等級の有資格者</p> <p><u>(3) D等級発注区分ではC等級の有資格者</u></p> <p>2 土木一式工事において一般競争入札を適用する場合は、別表の発注標準額に対応する等級の直近下位の等級に属する有資格者を、次により参加させることができるものとする。</p> <p>(1) A等級発注区分のうち、発注予定額が <u>1億2,500万円未満</u> の場合にはB等級の有資格者</p> <p>(2) B等級発注区分のうち、発注予定額が <u>7,500万円未満</u> の場合にはC等級の有資格者</p> <p>3 土木一式工事において指名競争入札を適用する場合は、別表の発注標準額に対応する直近上位の等級に属する有資格者を、次により参加させることができるものとする。</p> <p>(1) C等級発注区分のうち、発注予定額が <u>1,750万円以上</u> の場合にはB等級の有資格者</p> <p>(2) (略)</p> <p>(土木一式工事における協業組合の入札参加の特例)</p> <p>第3条の2 土木一式工事の一般競争入札又は指名競争入札において、協業組合の設立に係る総合点数の算定方法及び入札参加資格の確保に関する特例要領(平成19年10月1日施行。以下「特例要領」という。)第2条第1項に規定する協業組合に<u>より有資格者となった者は、特例要領第5条によることとする。</u></p>	<p>第1条・第2条 略</p> <p>(土木一式工事における入札参加者の特例)</p> <p>第3条 土木一式工事において一般競争入札を適用する場合は、別表の発注標準額に対応する等級の直近上位の等級に属する有資格者を、次により参加させることができるものとする。</p> <p>(1) B等級発注区分のうち、<u>発注予定額が5千万円以上7千500万円未満の場合にはA等級の有資格者</u></p> <p>(2) C等級発注区分のうち、<u>発注予定額が1千万円以上2千500万円未満の場合にはB等級の有資格者</u></p> <p>2 土木一式工事において一般競争入札を適用する場合は、別表の発注標準額に対応する等級の直近下位の等級に属する有資格者を、次により参加させることができるものとする。</p> <p>(1) A等級発注区分のうち、<u>発注予定額が1億円未満の場合にはB等級の有資格者</u></p> <p>(2) B等級発注区分のうち、<u>発注予定額が5千万円未満の場合にはC等級の有資格者</u></p> <p>3 土木一式工事において指名競争入札を適用する場合は、別表の発注標準額に対応する直近上位の等級に属する有資格者を、次により参加させることができるものとする。</p> <p>(1) C等級発注区分のうち、<u>発注予定額が1千万円以上2千500万円未満の場合にはB等級の有資格者</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(土木一式工事における協業組合の入札参加の特例)</p> <p>第3条の2 土木一式工事の一般競争入札又は指名競争入札において、協業組合の設立に係る総合点数の算定方法及び入札参加資格の確保に関する特例要領(平成19年10月1日施行)第2条第1項に規定する協業組合(以下この条において「協業組合」という。)で<u>有資格者となった者は、上位2者が同一又は直近の等級を有す</u></p>

新	旧
<p>第3条の3～第8条 (略)</p> <p>附則 (施行期日等)</p> <p>1 この要綱は、平成19年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名する競争入札から適用する。 (建設工事指名競争入札参加者の指名基準の廃止)</p> <p>2 建設工事指名競争入札参加者の指名基準（平成13年4月1日施行）は廃止する。 (協業組合の入札参加の特例)</p> <p>3 平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に、協業組合の設立に係る総合点数の算定方法及び入札参加資格の確保に関する特例要領第2条第1項に規定する協業組合で有資格者となった者に係る本則第3条の2第2項の規定の適用については、同項中「5年」とあるのは「7年」とする。</p> <p>(施行期日等) この要綱は、平成20年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名する競争入札に適用する。</p> <p>(施行期日等) この要綱は、平成21年6月1日から施行し、同日以後に公告又は指名する競争入札に適用す</p>	<p>るときは、前2条のほか次のとおり参加できるものとする。</p> <p>(1) <u>協業組合の組合員のうち、協業組合として新たに格付けされた等級の直近下位の等級を組合設立前に有する者があるときは、協業組合の等級の直近下位の等級発注標準額の入札</u></p> <p>(2) <u>協業組合の組合員のうち、協業組合として新たに格付けされた等級の2等級下位の等級を組合設立前に有する者があるときは、協業組合の等級の直近下位及び2等級下位の等級発注標準額の入札</u></p> <p>2 <u>前項の規定の適用期間は、協業組合設立の日から5年を経過する日が属する年度までとする。</u></p> <p>第3条の3～第8条 (略)</p> <p>附則 (施行期日等)</p> <p>1 この要綱は、平成19年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名する競争入札から適用する。 (建設工事指名競争入札参加者の指名基準の廃止)</p> <p>2 建設工事指名競争入札参加者の指名基準（平成13年4月1日施行）は廃止する。 (協業組合の入札参加の特例)</p> <p>3 平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に、協業組合の設立に係る総合点数の算定方法及び入札参加資格の確保に関する特例要領第2条第1項に規定する協業組合で有資格者となった者に係る本則第3条の2第2項の規定の適用については、同項中「5年」とあるのは「7年」とする。</p> <p>(施行期日等) この要綱は、平成20年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名する競争入札に適用する。</p> <p>(施行期日等) この要綱は、平成21年6月1日から施行し、同日以後に公告又は指名する競争入札に適用す</p>

新	旧
<p>る。</p> <p>(施行期日等) この要綱は、平成21年8月7日から施行し、同日以後に公告又は指名する競争入札に適用する。</p> <p>(施行期日等) この要綱は、平成23年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。ただし、改正後の要綱の規定中「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に係る部分は、契約締結日が平成23年4月1日以後であって、同日前に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。</p> <p>(施行期日等) 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。 2 平成25年4月1日において設立の日から5年を経過していない協業組合に係る本則第3条の2第2項の規定の適用については、同項中「5年」とあるのは「7年」とする。</p> <p>(施行期日等) <u>この要綱は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名する競争入札に適用する。</u></p> <p>別 表</p> <p>(1) 土木一式工事</p>	<p>る。</p> <p>(施行期日等) この要綱は、平成21年8月7日から施行し、同日以後に公告又は指名する競争入札に適用する。</p> <p>(施行期日等) この要綱は、平成23年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。ただし、改正後の要綱の規定中「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に係る部分は、契約締結日が平成23年4月1日以後であって、同日前に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。</p> <p>(施行期日等) 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。 2 平成25年4月1日において設立の日から5年を経過していない協業組合に係る本則第3条の2第2項の規定の適用については、同項中「5年」とあるのは「7年」とする。</p> <p>別 表</p> <p>(1) 土木一式工事</p>

新		旧	
等級	発注標準額	等級	発注標準額
A	<u>1億円以上</u>	A	<u>7,500万円以上</u>
B	<u>5,000万円以上</u> 1億円未満	B	<u>2,500万円以上</u> 7,500万円未満
C	<u>1,000万円以上</u> 5,000万円未満	C	<u>500万円以上</u> 2,500万円未満
D	<u>1,000万円未満</u>	D	<u>500万円未満</u>
(2) 略		(2) 略	
(3) その他の工事		(3) その他の工事	
等級	発注標準額	等級	発注標準額
A	<u>1,500万円以上</u>	A	<u>1,000万円以上</u>
B	<u>1,500万円未満</u>	B	<u>1,000万円未満</u>